

令和3年度外国人英語指導者配置 事業にかかる派遣契約業者公募要項

令和2年9月

御 殿 場 市

◆問合せ先及び申請書類の提出先◆

御殿場市教育委員会学校教育課

〒412-8601 御殿場市萩原483番地

電 話 0550-82-4534

F A X 0550-82-4525

E-mail gakko@city.gotemba.lg.jp

↑

アルファベット小文字のEIL

目 次

1	業者の公募	1
2	応募に関する事項	1
3	審査及び選定に関する事項	2
4	問合わせ及び申請書類の提出先	3

令和3年度外国人英語指導者配置事業にかかる派遣契約業者公募要項

御殿場市では国の学習指導要領に基づき、ネイティブスピーカーとの交流を通して、正しい英語の発音や異なる文化等を体験的に理解すると共に、ネイティブスピーカーとの外国語（英語）活動を通して、コミュニケーション能力の向上及び英語能力の向上を図ることを目的とし、市内小中学校に外国人英語指導者（ALT）を配置しています。

については、令和3年度の委託業者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募します。

1 委託業者の公募

（1）委託業者の募集及び選定スケジュール

- | | |
|-------------|-----------------|
| ① 要項の配布 | 令和2年 8月28日（金）から |
| ② 質問の受付 | 令和2年 9月18日（金）まで |
| ③ 質問の回答 | 令和2年 9月25日（金）まで |
| ④ 応募書類の受付 | 令和2年10月 9日（金）まで |
| ⑤ プレゼンテーション | 令和2年11月27日（金） |
| ⑥ 選定結果通知 | 令和2年12月下旬頃 |

（2）委託業者の公募手続き

- ① 要項の配布（御殿場市のホームページからもダウンロードできます）
時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）
場所 御殿場市教育委員会学校教育課（御殿場市役所本庁舎5階）
- ② 質問の受付
公募に関する質問は、公募に関する質問書（様式自由）を郵送、ファクシミリ又は電子メールにより御殿場市教育委員会学校教育課へ送付してください。電子メールでの質問の際は件名を【委託業者公募に関する質問】とし、公募に関する質問書を添付してください。
- ③ 質問の回答
質問者の権利や利益などを害するおそれがあると認められるものを除き、期日までに取りまとめた質問・回答を応募したすべての団体へ通知します。
- ④ 応募書類の受付
時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）
場所 御殿場市教育委員会学校教育課（御殿場市役所本庁舎5階）
方法 持参又は郵送により提出（電子メール不可）

2 応募に関する事項

（1）応募者の条件

- ① 法人その他の団体（以下「団体」という）であること。若しくは複数の法人等で構成されたグループ（以下「グループ」という）であること。
- ② グループで応募する場合は、グループの名称を設定し、代表法人等を定めること。（他の法人等は構成団体とする）

(2) 応募者の資格

次のいずれかに該当する法人等は、応募することができません。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- ② 御殿場市から指名停止措置を受けている者
- ③ 最近1年間の法人税、法人市民税、消費税、地方消費税及び御殿場市税を滞納している者
- ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう)又は、その構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制の下にある団体
- ⑤ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑥ 商法(明治32年法律第48号)に基づく会社整理の申立て又は通告がなされた及びその開始決定がされている者
- ⑦ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- ⑧ 破産者で復権を得ない者

(3) 接触の禁止

選定審査委員会委員及びその他本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

(4) 応募書類

応募に際し、次の書類を作成の上、提出してください。なお、応募に必要な費用は全て応募者の負担とします。

- ① 令和3年度外国人英語指導者配置事業委託業者公募申込書(様式第1号)及び見積書(様式は特に定めない)
- ② 提出部数 1部
- ③ 提出期日 令和2年10月9日(金)

(5) 応募に関する留意事項

- ① 応募者が次の要件に該当した場合は審査の対象から除外します。
 - ア 応募書類に虚偽又は不正があった場合
 - イ 応募書類が受付期限までに整わなかった場合
- ② 提出書類の変更の禁止
原則として提出された書類の内容を変更することはできません。

3 審査及び選定に関する事項

(1) 審査の基準

委託業者の選定にあたっては、御殿場市外国人英語指導者配置事業業務委託プロポーザル選定委員会(以下「委員会」という)を設置し、委員会において審査を行い、委託業者を決定する。

(2) 審査の基本項目及び点数配分

審査の基本項目及びその点数配分は以下のとおりとする。

① 契約金額に関する事項（20点）

ア ALT 1人当たりの単価（税込）により採点をする。

イ 委員会が設定した下限を下回る金額は全て20点とする。

② 市内小中学校の教員を対象としたアンケート（40点）

ア 現委託業者以外の会社については、アンケートを実施することができないため、基礎点と20点を与えることとする。

イ 実施するアンケート内容については別紙記載のとおりとする。

③ 業者によるプレゼンテーション（40点）

ア 令和2年11月27日（金）実施のプレゼンテーションを採点する。

イ 日時、会場及び内容等詳細については参加者へ後日通知する。

ウ プレゼンテーション採点者は委員会及び市内小・中学校の英語担当教員とする。

エ プレゼンテーションにおける評価項目は別紙記載のとおりとする。

④ 学校・委員会による総合評価（10点）

(3) 結果の通知

委員会が評価基準等による最終審査を実施したうえで上位4社程度を選定し、令和2年12月下旬頃までに書面にて通知する。

4 問合せ先及び申請書類の提出先

御殿場市教育委員会学校教育課

〒412-8601 御殿場市萩原483番地

電話 0550-82-4534

FAX 0550-82-4525

E-mail gako@city.gotemba.lg.jp

↑

アルファベット小文字のIL

別紙【参考】

◎アンケート項目

外国語活動・英語担当の教職員

- ① レッスンプランがしっかりしているか
- ② A L Tは教材・教具の工夫をしているか
- ③ A L Tとのコミュニケーションは円滑にとれているか
- ④ A L Tは明るい雰囲気です授業を進めているか
- ⑤ A L Tは十分な授業スキルを発揮しているか
- ⑥ A L Tのいる授業を子どもは楽しみにしているか
- ⑦ 来年度も現在のA L Tを自分の学校に配置してほしいか

外国語活動・英語担当以外の教職員

- ① A L Tは児童・生徒との生活やふれあいを重視しているか
- ② A L Tは指導者としての自覚ある（言動・身なり）態度がとれているか
- ③ A L Tは外国語担当以外の教職員ともコミュニケーションをとろうとしているか
- ④ A L Tは外国語の授業以外でも活躍しているか
- ⑤ 来年度も現在のA L Tを自分の学校に配置してほしいか

◎プレゼンテーション項目

- ① デモ授業におけるA L Tの指導力、好感度
- ② 委託業者の誠意、会社の方針
- ③ 委託業者の会社としての考え方、指導方針、意気込み、実績
- ④ A L Tに必要な資質及び能力に対する考え方
- ⑤ A L Tの管理体制
- ⑥ A L Tが提供する教材は子どもの実態に即しているか